「こども | | 0番の家」が 「子どもひなん所 | | 0番」に変わりました!

<経緯> 名称を「子どもひなん所110番」に改め、地域の店舗・事業者への設置拡大を目指します!

「こども110番の家」事業は中学校区ごとの「戸田市青少年を育てる地域の会」等を中心に推進してきましたが、複数の地域の会の解散や、PTA・地域の方々の活動の負担を考慮し、また、令和5年3月に発生した市内中学校での切り付け事件などを踏まえ、子どもたちを犯罪から守る環境づくりをさらに拡大・推進するため、令和5年8月21日(「戸田市子どもひなん所110番事業実施要綱」施行日)以降は、市(児童青少年課)が主体となり、事業名称を「子どもひなん所110番」として運営を行います。

<協力者の方に関する変更点>

- ・協力の申込み (新規・継続) や協力者情報の管理先が 市(児童青少年課) に一元化されます。
- ・子どもひなん所110番設置場所の市民への周知については、右下の「子どもひなん所110番設置場所の周知と協力者情報の取り扱いについて」をご確認ください。

<協力者の方の役割>

従来通り

協力の申込み(新規・継続)後、新しい看板等が届きましたら設置していただき、 子どもが駆け込んできた際には保護、通報を行っていただきます。

<全体図>

協力者

(事業所・個人住宅)

・協力申込

・看板配布

市(児童青少年課)

・申込及び辞退の受付

- ・協力者名簿への登録
- ・個人情報の管理
- ・看板、ステッカー、対応マニュアルの配布
- ・協力者マップの作成
- ・マップを市HP等へ公開(事業所のみ)
- 事業拡大のための広報活動
 - ・協力者マップの配布(依頼書不要)
 - ・名簿の写しの提供(依頼書必要)

勧奨活動

・名簿提供依頼書の提出

戸田市立 小学校及び中学校 並びにPTA

埼玉県蕨警察署

戸田市青少年を育てる地域の会

その他事業の目的に資すると認める団体

協力者マップ、協力者名簿の写しの情報をもとに活用(防犯活動、安全指導等)

看板も変わります! 申込後、市から看板と ステッカーが郵送されます。





子どもひなん所110番設置場所の周知と 協力者情報の取り扱いについて

- ①市ホームページに、子どもひなん所110番のマップ(地図)を掲載します。ただし、事業所の情報(位置、住所、店舗・事業所名)のみで、個人住宅は該当外です。
- ②個人住宅(位置、住所)を①に追記したマップは、 防犯活動や勧奨活動に活用されるよう、別途、 小中学校をはじめとした左図下部の関連団体へ 提供します。
- ③マップに記載されない情報(事業所の代表・担当 者名、電話番号/個人住宅の氏名、電話番号)は 依頼書に基づき関連団体に提供します。

協力者の個人情報は、協力者の同意がある場合にのみ、提供を行います。

【問い合わせ】戸田市役所児童青少年課 048-441-1800 (内線314)